

北九州市の 新型コロナワクチン情報

市ホームページ
「新型コロナウイルスワクチン
接種に関する総合案内ページ」▶



ワクチン接種の効果は、時間の経過とともに低下していきます。現在の感染状況なども踏まえ、**1～4回目の接種時期が到来している人は、早めの接種をご検討ください。**

なお、国が検討している「オミクロン株対応ワクチン接種」については、詳細が決まり次第、市のホームページや市政だよりなどでお知らせします。

コロナワクチンコールセンター

☎**0120・489・199**

※聴覚障害のある人は☎383・0820

小児専用コールセンター

☎**0120・489・500**

■受付時間：9～17時

担 保健福祉局感染症医療政策課
☎582・2919

発熱・喉の痛みがあるときは

受診する前に医療機関に電話で相談を！

(令和4年8月26日時点の情報です)

受診先を探す

① まずは、 かかりつけ医に相談

▼かかりつけ医がない場合は

② ホームページを確認する

福岡県ホームページ
「診療・検査医療機関」
から探す▶



③ 電話をする

新型コロナウイルス相談
ナビダイヤル

☎**0570・093・567**

(聴覚障害のある人は☎522・8775)

医療機関を受診する

新型コロナウイルス 陽性の場合

医療機関や保健所からの留意事項に従って療養してください。

新型コロナウイルス 陰性の場合

医師の診断に従って療養してください。

担 総務局新型コロナウイルス感染症対策室
☎0570・093・567

○傷病手当金の支給
新型コロナウイルス感染症に感染したか、その疑いのため仕事を休み給与を受け取れなかったときは、傷病手当金が支給される場合があります。自粛要請で休業した場合や無症状の濃厚接触者の場合は対象になりません。

○保険料の減免
新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①か②に該当した人は、保険料が減免される場合があります。

①世帯主が死亡したか、重篤な傷病を負った世帯の人

福岡県後期高齢者医療制度に加入している人へ 傷病手当金と減免制度のお知らせ

担 保健福祉局保険年金課 ☎582・2415

マスクを つけられません



▲大きさは縦7cm×横4.5cm。
ヘルプマークなどに貼り付けられます

「マスクをつけられませんステッカー」を配布しています

担 保健福祉局障害福祉企画課 ☎582・2453

障害や病気などの理由で、マスクの着用が困難な人へ「マスクをつけられませんステッカー」を1人につき1枚、無料で配布しています。

対象者
知的障害や発達障害、精神障害、認知症、脳の障害、皮膚の病気、呼吸器の病気などの理由により、マスクを着用することが困難な人。

申し込み方法

① 郵送・FAX

申込書に必要事項を記入の上、郵送で〒803-8501 保健福祉局障害福祉企画課か、F 582・2425へ。申込書は市のホームページ(左記を読み取り)で入手できます。

② ネット窓口(電子申請)

③ 電話 保健福祉局障害福祉企画課 ☎582・2453へ。



▲申込書の入手や
電子申請はコチラ！

ステッカーを身に着けた人を見かけたら、ご理解をお願いします。

問 福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092651・3111

各区役所国保年金課

■門司区役所 ☎331・3310

■小倉北区役所 ☎582・3406

■小倉南区役所 ☎951・4116

■若松区役所 ☎761・5755

■八幡東区役所 ☎671・2859

■八幡西区役所 ☎642・1333

■戸畑区役所 ☎881・2391

産前産後子育て支援ヘルパーを派遣します

担 子ども家庭局子育て支援課 ☎582・2410

日中、家族など周囲から家事や育児の支援が受けられない人にヘルパーを派遣します。

対象者

市内に住所があり、左記のいずれかに該当する人。

①0歳児の子どもがいる人

②2歳以下の子どもが二人以上いる人多胎児を含む

③妊娠中で体調不良により家事・育児の援助を必要とする人

④流産か死産から1年以内で、体調不良のため家事などが困難な人

サービスの内容

家事支援：食事の準備・片付け、洗濯、掃除など

育児支援：授乳や沐浴、おむつ交換、着替えの介助、未就学のきょうだいの世話など

利用料金

1時間につき1000円(ヘルパーの交通費など実質相当額が別途必要)

重度障害者医療での訪問看護利用の助成

担 保健福祉局障害者支援課 ☎582・2602

10月1日診療分から、新たに訪問看護ステーションの訪問看護に要する費用の1割が助成対象となり、自己負担が不要になります。

重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の医療証を送付します

担 子ども家庭局子育て支援課 ☎582・2602

新しい医療証(要件を満たさない人には通知文)を9月30日までに郵送します。有効期限が切れた医療証は使えません。ひとり親家庭等医療証は事前の更

新手続きが必要です。詳細は、重度障害者医療は各区役所「高齢者・障害者相談」コーナー、ひとり親家庭等医療は各区役所「子ども・家庭相談」コーナーへ。



▲市ホームページ「産前産後子育て支援ヘルパー派遣事業」

利用方法や事業者 覧など、詳しくは子ども家庭局子育て支援課 ☎582・2410に問か、市のホームページ(左記を読み取り)をご覧ください。

利用の上限

●1回につき2時間以内、1日2回まで

●一人につき最大20回まで(2歳以下の子どもが二人以上いる人は40回まで)